

# 公 告

令和8年3月9日

広島高速道路の料金及び料金の徴収期間について、次のとおり変更するので、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第25条第1項の規定により公告します。

広島高速道路公社  
理事長 友道 康仁

1 広島高速道路の料金及び料金の徴収期間については、令和5年1月24日国道高第240号をもって認可を受けているが、当該認可に係る事項の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
1 路線名及び料金の徴収区間		1 路線名及び料金の徴収区間	
路線名	料金の徴収区間	路線名	料金の徴収区間
広島高速1号線 (広島県道広島東インター線)	広島市東区福田町から 同区温品二丁目まで	広島高速1号線 (広島県道広島東インター線)	広島市東区福田町から 同区温品二丁目まで
広島高速2号線 (広島県道府中仁保線)	広島市東区温品町から 南区仁保沖町まで	広島高速2号線 (広島県道府中仁保線)	広島市東区温品町から 南区仁保沖町まで
広島高速3号線 (広島市道広島南道路)	広島市南区仁保沖町から 西区観音新町四丁目まで	広島高速3号線 (広島市道広島南道路)	広島市南区仁保沖町から 西区観音新町四丁目まで
広島高速4号線 (広島市道西1区 広島西風新都線) (広島市道西3区 広島西風新都線) (広島市道安佐南 4区広島西風新都 線)	広島市西区中広町一丁目から 安佐南区大塚東町まで	広島高速4号線 (広島市道西1区 広島西風新都線) (広島市道西3区 広島西風新都線) (広島市道安佐南 4区広島西風新都 線)	広島市西区中広町一丁目から 安佐南区沼田町大字大塚まで
2 料金の額		2 料金の額	
上記1の料金徴収区間における各出入口等相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、以下のとおりとする。		上記1の料金徴収区間における各出入口等相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、以下のとおりとする。	

(1) - (2) (略)

(3) 通行止めに伴う料金調整

最初に広島高速道路に流入した入口等をA、通行止めによって広島高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出出口等をB、途中流出後、当該迂回経路の終点となる広島高速道路への再流入入口等をC、広島高速道路に再流入した後の最終流出出口等をDとし、通行止めによって広島高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由としてBC間を迂回して通行した自動車（ETC車に限る。）が、広島高速道路を順方向に通行し、Dにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、再流入後に利用したCからDまでの区間の料金の額について、次の算式により算出する額に料金調整する。

$$CD = AD - AB$$

ただし、 $AD > (AB + CD)$  となる場合については、上記の算式による調整を行わない。

3 割引をする自動車及び割引率

(1) - (2) (略)

(3) 広島高速一般向けマイレージ割引（以下「マイレージ割引」という。）については、以下のとおりとする。

ア 割引をする自動車

ETC車のうち、広島高速道路公社との契約に基づきETCカードを発行する者から貸与を受けたETCカード（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が定めるETCマイレージサービス利用規約（以下「マイレージ規約」という。）に基づき、ETCマイレージサービスの利用に関する登録がなされたETCカードに限る。以下（3）において同じ。）を使用して料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

イ (略)

(4) - (8) (略)

4 料金の徴収期間

この申請に係る料金の徴収区間の一部が供用された日（平成9年10月）から5年4か月間（各区間の事業費を勘案した平均的

(1) - (2) (略)

(3) 広島高速一般向けマイレージ割引（以下「マイレージ割引」という。）については、以下のとおりとする。

ア 割引をする自動車

ETC車のうち、広島高速道路公社との契約に基づきETCカードを発行する者から貸与を受けたETCカード（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が定めるETCマイレージサービス利用規約（以下「マイレージ規約」という。）に基づき、ETCマイレージサービスの利用に関する登録がなされたETCカードに限る。以下（3）において同じ。）を使用して料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

イ (略)

(4) - (8) (略)

4 料金の徴収期間

この申請に係る料金の徴収区間の一部が供用された日（平成9年10月）から4年9か月間（各区間の事業費を勘案した平均的

な供用日である換算起算日（平成18年10月）から <u>46年3か月間</u> 。）とする。	な供用日である換算起算日（平成18年10月）から <u>36年8か月間</u> 。）とする。
--	--

## 2 実施期日

この料金及び料金の徴収期間にかかる申請事項は、令和8年3月10日から実施するものとし、それまでの間は従前のおりとする。